

令和7年度 第3回 運行管理高度化ワーキンググループ 議事概要

【日時】令和8年2月18日（水）16：00～18：00

【出席者（委員）】今井委員、上田委員、大橋委員、小田切委員、小野委員、加藤委員、齋藤委員（代理：泉様）、吉村委員（50音順）

【出席者（オブザーバー）】星野様（代理：武田様）

議事次第に沿って事務局から資料を説明後、意見交換が行われた。

なお、委員から出された主な意見は以下の通り。

同一事業者内遠隔点呼及び業務後自動点呼の活用ヒアリングについて

- 遠隔点呼と自動点呼への事業者の関心は非常に高く、自動点呼機器の導入方法や導入費用に関する問合せが多い。運行管理高度化ワーキンググループのホームページに掲載されている認定機器一覧やパンフレット等を案内し、周知を図っている。
- 同じ車両台数の事業者でも、点呼が幅広い時間帯で行われるか、短時間に集中するかによって必要な点呼機器台数が異なり、費用が大きく異なると想定される。そのため、事例紹介にあたっては1時間当たりの点呼回数等の前提情報を併記した方がよいのではないか。
- 導入のノウハウや補助金制度の内容について、業界団体や協同組合において周知すると良い。
- 補助金制度は、特に中小・零細事業者にとって重要である。
- 中小事業者には、国のセミナーに積極的に参加してほしい。また、中小事業者が導入を検討しやすいよう、各業界団体が導入機器の例や費用の例を示すと良いと思う。「安いが悪い」というのは良くないので、最低限満たすべき水準を示せると良い。
- 制度の普及を進める上では、施策のアウトカム（運行管理者の働き方が改善する、指導監督業務等の他業務に時間を割くことができる等）を示すことが重要。
- 機器の導入・運用に要する費用が高いと事業者が導入を躊躇する恐れがある。コストについては事業者の規模に左右される一面があるので、個別事例での黒字化見込み等の情報は注意して取り扱っていただきたい。

運行管理業務の一元化における運行管理者選任数の考え方について

- 遠隔点呼においては、実施する営業所については距離・移動時間等の制限は設けておらず、緊急時には運行管理者が駆けつけるなどの体制を構築する要件を課している。それを踏まえると、運行管理業務の一元化をしたうえで営業所を兼任する際においても同様に、営業所間の距離・移動時間等の制限を設けるのではなく、

体制構築の要件を課すことが良いのではないか。

- 運行管理業務の一元化をしたうえで兼任する際、営業所の管轄支局が同じ場合にのみ兼任を認めるということは、望ましくない。近接していても管轄支局が異なっていると実施できないという事象が発生する。
- 運転者不足の解消にも効果があったとのことであるが、安全性を担保することが大前提である。運行管理者と運転者を兼任させることが事業者の目的とならないようにすべき。
- 兼任の範囲（1人の運行管理者がどこまで兼任可能か、複数営業所を兼任可能か、等）を整理すべき。特定の運行管理者に業務負荷が集中したり、要件を満たすために名目上配置したりすることがないように留意が必要。さらに検討を行う上で補助者のあり方についても議論してみてはどうか。

運行管理業務の一元化の取組事例について

- 効率化と安全確保の両立が前提であり、想定していた軽微なリスクであっても事故に至れば法的責任を免れない。事故につながり得る要因を事前に低減する取組が重要である。また、事後的に原因や改善点が判明した場合に、社内で情報を吸い上げて改善に反映できる仕組みが必要であり、今後、経験に基づく情報共有を求めたい。
- 点呼の集約は、一箇所に機能を集中させる形だけでなく、拠点同士が連携する形も想定される。

令和8年度以降の取組について

- 自動点呼機器と健康管理情報の連動や、点呼システムとキーボックスの連動（点呼完了後にのみ車両の鍵を取り出せる仕組み）等、運行全体の安全性向上・効率化に資する好事例を収集して紹介してほしい。

以上